

令和 8 年 度

集落排水事業特別会計予算書

沖縄県与那国町

令和 8 年度 与那国町集落排水事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度与那国町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接戸数	507戸
(2) 年間総処理水量	110,442m ³
(3) 一日平均処理水量	302m ³
(4) 主な建設改良事業	該当なし

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業収益	93,141千円
第1項 営業収益	5,502千円
第2項 営業外収益	87,639千円
第1款 下水道事業費用	92,760千円
第1項 営業費用	87,138千円
第2項 営業外費用	4,822千円
第3項 予備費	800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,841千円は当年度及び過年度損益勘定留保資金等5,841千円で補填するものとする。)

第1款 資本的収入	8,400千円
第1項 企業債	8,000千円
第2項 長期貸付金償還金	400千円
第1款 資本的支出	14,241千円
第1項 建設改良費	4,330千円
第2項 企業債償還金	9,700千円
第3項 基金積立	11千円
第4項 予備費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
集落排水事業	千円 8,000	証書借入	10%以内 (ただし、利率見直される政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元均等又は元金均等等の方法により償還する。ただし、町財政の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、55,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1)各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,959千円である。

令和 8 年 3 月 9 日 提出

沖縄県与那国町長 上地 常夫